

---

## 第32回当別町農業委員会総会議事録

---

日 時 平成29年1月31日 (火) 午後3時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎2階会議室

1 出席委員 (14名)

1番 吉 成 賢 二  
2番 石 田 秀 人  
5番 稲 村 勝 俊  
6番 菊 田 実  
7番 才 田 利 幸  
8番 秋 吉 稔 之  
9番 古 熊 健 一  
10番 岸 本 辰 彦  
11番 森 本 茂  
12番 泉 和 浩  
13番 青 山 眞 士  
14番 佐々木 章 史  
15番 重 原 昌 章  
16番 川 村 義 宏

2 欠席委員 (2名)

3番 山 田 智  
4番 伊 藤 榮 一

3 出席事務局職員

局 長 舘 田 博 道  
次 長 山 本 直 樹  
主 幹 柳 沼 忠  
農地振興係長 櫻 井 裕 介

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」

- 日程第5 報告第2号「農地法第4条及び第5条に係る事業完了報告について」
- 日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 日程第7 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」
- 日程第8 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」
- 日程第9 議案第4号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」

## 議 事 次 第

---

### < 開会宣告 >

- 議 長 只今の出席委員14名、定足数に達しておりますので、第32回当別町農業委員会総会を開会いたします。
- なお、本日、3番山田委員、4番伊藤委員から欠席の通告がありましたので、ご報告いたします。
- 議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。
- 

### < 日程第1 議事録署名委員の指名 >

- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。
- 各委員 異議なしの声
- 議 長 異議なしの声がございましたので、1番 吉成委員、2番 石田委員を指名いたします。
- 

### < 日程第2 会期の決定 >

- 議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。
- 各委員 異議なしの声
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたしました。

### < 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より報告をさせます。

事務局次長 先月の総会終了後の会務報告を申し上げます。

1月6日に「平成29年当別町新春の集い」が田西会館で開催され、農業委員の皆さんのご参加を頂いております。

1月8日に平成29年第69回当別町成人式が開催され、川村会長が出席いたしております。

1月17日に平成28年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が美唄市で開催され、13名の農業委員と舘田事務局長、柳沼主幹が出席いたしました。

また皆様ご承知の事とは存じますが、1月16日から2月15日までの期間、当別町農業委員会委員の募集を行っているところであります。

議 長 休憩いたします。

議 長 再開いたします。

---

### < 日程第4 報告第1号 >

議 長 日程第4 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」ご説明申し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番・番号2番の2件でございます。内容につきましては、賃貸借を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

—議案書を朗読説明—

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、報告第1号については、承認することに決定をよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定をいたしました。

---

### < 日程第5 報告第2号 >

議 長 日程第5 報告第2号「農地法第4条及び第5条に係る事業完了報告について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました報告第2号「農地法第4条及び第5条に係る事業完了報告について」ご説明申し上げます。

今回報告がありましたのは、番号1番・番号2番の2件でございます。

番号1番につきましては、自己所有農地に農家宅地を建設したものであり、番号2番につきましては、当該地に土地を求め一般住宅を建設したものであり、事務局で現地確認を行い、秋吉転用委員長、岸本転用副委員長、森本転用副委

員長に完了状況をご報告しております。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、報告第2号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定をいたしました。

---

### < 日程第6 議案第1号 >

議長 日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番から番号3番の3件でございます。

番号1番の賃借人は、当該地を借り受け、新たな農地所有適格法人として農業経営を開始するものであります。

番号2番の譲受人は、当該地を譲受け、経営規模の拡大を図るものであります。

番号3番の賃借人は、祖父より農地の一括使用貸借による経営移譲を受け、農業経営に精進しようとするものであります。

今回の申請につきましては、お手元にあります議案第1号資料「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準となる農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第1号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第1号は許可することに決定をいたしました。

---

### < 日程第7 議案第2号 >

議長 日程第7 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して、

利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権の移転に係るものが、2件、3筆、52, 170㎡で、賃貸借の利用権設定に係るものが9件、25筆、370, 876㎡でございます。

尚、これら11件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長  
議 長  
各委員  
議 長  
各委員  
議 長

休憩いたします。

再開いたします。説明が終わりましたので質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第2号については、決定をしてよろしいでしょうか。

異議なしの声

異議なしと認め、議案第2号については、決定いたしました。

---

### < 日程第8 議案第3号 >

議 長 日程第8 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」ご説明申し上げます。

今回、幹旋の申し出がありましたのは、番号1番の1件でございます。

これは、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る幹旋を受けたい旨の申し出があり、農地中間管理機構である北海道農業公社を含めた農用地の利用調整の結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、北海道農業公社による買入協議の通知を行うよう、当別町長に対して要請をしてよろしいか、その可否について決定を求めるものでございます。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第3号については可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第3号は可とすることに決定いたしました。

## < 日程第9 議案第4号 >

議 長 日程第9 議案第4号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第4号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」ご説明申し上げます。

別段面積の設定につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、その面積を下限面積として設定できることになりました。

当別町農業委員会でも農政委員会などで審議を重ね、平成22年12月開催の総会において、一部の区域において別段面積を30アールに設定する議決をし、平成23年1月11日に公示をしたものでありますが、平成22年12月22日付けで農業委員会の適正な事務実施についての一部が改正され、農業委員会は毎年、別段面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。このことから、平成29年の別段面積の設定について、審議願うものであります。

### 【議案を朗読説明】

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第4号については、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第4号については原案のとおり決定をいたしました。

---

## < 閉会宣言 >

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、第32回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 午後3時40分終了 >